

6 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第97号を発行させていただきます。

大阪・兵庫・京都に出ていた緊急事態宣言が6月20日まで延長されたことで行動制限がまだ続きます。行動制限をするのも正直疲れております。1日でも早く行動制限がなくなって欲しいと思います。

今月は、奈良県明日香村のキトラ古墳に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、キトラ古墳の外観です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**月次支援金** について、**税務署窓口における押印の取扱い** について書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 月次支援金 について

一時支援金がR3年3月までの売上減少に対しての支援金であったため、4月以降の売上減少に対しての支援金が月次支援金になります。

(申請の要件)

給付対象 ①ポイント

(1)	以下の(2)又は(3)を満たす事業者は、 業種や所在地を問わず給付対象 となり得ます。 <i>*給付要件を満たせば、中小法人等(資本金10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下)及び個人事業者等(フリーランスや主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の方を含む)の双方とも対象になり得ます。</i>
(2)	対象措置を実施する都道府県に所在する飲食店と直接・間接の取引 があることによる影響を受けて、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していれば 給付対象 となり得ます。
(3)	対象措置を実施する都道府県に所在する個人顧客と直接的な取引 があることによる影響を受けて、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していれば 給付対象 となり得ます。
(4)	月次支援金は、 店舗単位・事業単位 でなく、事業者単位で給付します。そのため、事業者の全ての2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少してい

	る必要があり、 特定の店舗・事業のみ月間売上が50%以上減少したとしても給付要件を満たしません。
--	---

給付対象 ②対象措置の影響（飲食店の休業・時短営業の影響関係）

(1)	対象飲食店に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、対象飲食店が対象月に対象措置に伴い休業・営業時間短縮したことにより、 対象月に対象飲食店との直接の取引からの事業収入が減少したことによる影響
(2)	対象飲食店に対して、商品・サービスを自らの販売・提供先を経由して反復継続して販売・提供してきたが、(1)の影響により、対象月における 自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少したことによる影響

*対象飲食店とは、地方公共団体から、対象措置に伴う休業又は営業時間短縮の要請を受けて、休業又は営業時間短縮を実施している飲食店



(写真は、キトラ古墳壁画体験館 四神の館の展示物です)

給付対象 ③対象措置の影響（外出自粛等の影響関係）

(3)	対象措置を実施する都道府県の個人顧客 に対して、商品・サービスを継続的に販売・提供してきたが、対象月の対象措置によって同個人顧客が外出自粛等したことにより、対象月に 同個人顧客との取引からの事業収入が減少したことによる影響
-----	---

(4)	(3)の影響を受けた事業者（以下「(3) 関連事業者」という。）に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、(3)の影響により、対象月に (3) 関連事業者との直接の取引からの事業収入が減少したことによる影響
(5)	(3) 関連事業者に対して、商品・サービスを販売・提供先を経由して反復継続した販売・提供してきたが、(3)の影響により、対象月に 自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少したことによる影響

給付対象 ④給付対象となり得る事業者の具体例

食品加工・製造事業者	惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等
器具・備品事業者	食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等
サービス事業者	接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等
流通関連事業者	業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 等
飲食品・器具・備品等の生産者	農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等
旅行関連事業者	飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場、興行団等）、小売事業者（土産物店等） 等
その他事業者	文化・娯楽サービス事業者（映画館、カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等） 等
上記事業者への	食品・加工製造業者、清掃事業者、

商品・サービス提供を行う事業者	業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者等
-----------------	--



(写真は、キトラ古墳壁画体験館 四神の館の展示物です)

申請 ①給付額の算定方法 (中小法人等の通常申請の場合)

【対象月が 2021 年 4 月である場合】

- ・対象月 (2021 年 4 月) の月間事業収入が、基準年 (2019 年又は 2020 年) の基準月 (4 月) の月間事業収入と比べて、50%以上減少しているかを確認

給付額の算定式

- S : 給付額 (上限 20 万円)
- T : 計算額 (=A-B)
- A : 基準年の基準月の事業収入
- B : 対象月の月間事業収入

算定例 1	2019 年 4 月の月間事業収入 : 50 万円 2021 年 4 月の月間事業収入 : 20 万円 ($\leq 50 \text{ 万円} \times 50\% = 25 \text{ 万円}$) 2019 年 4 月の月間事業収入が 50 万円、2021 年 4 月の月間事業収入が 20 万円で 50%以上減少しているため給付対象となります。 給付額 20 万円
算定例	2020 年 4 月の月間事業収入 : 25 万円 2021 年 4 月の月間事業収入 : 10 万円 ($\leq 25 \text{ 万円} \times 50\% = 12.5 \text{ 万円}$)

2	2020 年 4 月の月間事業収入が 25 万円、2021 年 4 月の月間事業収入が 10 万円で 50%以上減少しているため給付対象となります。 給付額 15 万円
---	---

申請 ②給付額の算定方法 (個人事業者等の通常申請の場合)

【対象月が 2021 年 4 月である場合】

(青色申告の場合)

- ・対象月 (2021 年 4 月) の月間事業収入が、基準年 (2019 年又は 2020 年) の基準月 (4 月) の月間事業収入と比べて、50%以上減少しているかを確認

給付額の算定式

- S : 給付額 (上限 10 万円)
- T : 計算額 (=A-B)
- A : 基準年の基準月の事業収入
- B : 対象月の月間事業収入

算定例	2019 年 4 月の月間事業収入 : 50 万円 2021 年 4 月の月間事業収入 : 20 万円 ($\leq 50 \text{ 万円} \times 50\% = 25 \text{ 万円}$) 2019 年 4 月の月間事業収入が 50 万円、2021 年 4 月の月間事業収入が 20 万円で 50%以上減少しているため給付対象となります。 給付額 10 万円
-----	---

(白色申告の場合)

- ・確定申告書に記載の基準年 (2019 年又は 2020 年) の年間事業収入 $\div 12$ と比較して、対象月 (2021 年 4 月) の月間事業収入が 50%以上減少しているかを確認

給付額の算定式

- S : 給付額 (上限 10 万円)
- T : 計算額 (=A-B)
- A : 基準年の年間事業収入 $\div 12$
- B : 対象月の月間事業収入

算定例	2020 年 4 月の年間事業収入 : $360 \text{ 万円} \div 12 = 30 \text{ 万円}$ 2021 年 4 月の月間事業収入 : 15 万円 ($\leq 30 \text{ 万円} \times 50\% = 15 \text{ 万円}$)
-----	---

2020年の年間事業収入÷12が30万円、2021年4月の月間事業収入が15万円で50%以上減少しているため給付対象となります。
給付額 10万円

紙面の都合で紹介できていない内容がありますので、詳細は経済産業省発行の参考文献をご覧ください。

【参考文献】

- ・経済産業省発行 「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について 2021年5月18日時点版」



(写真は、キトラ古墳周辺地域の風景です)

3 税務署窓口における押印の取扱い について

これまでは申告書など税務署に提出する書類については、押印が必要とされていましたが、令和3年4月から次に掲げるものを除いて、押印を要しないこととされました。

担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

代理の方が納税証明書の交付請求等をされる際に提出をお願いしている本人（委任者）からの委任状等についても、押印は必要ありません。

ただし、実印の押印及び印鑑登録証明書等の添付などにより委任の事実を確認している特定個人情報の開示請求や閲覧申請手続については、引き続き、

委任状への押印等が必要となります。

振替依頼書やダイレクト納付利用届出書については、金融機関からの求めに応じ、引き続き金融機関届出印（銀行印）の押印をお願いしています。

【参考文献】

- ・国税庁 HP 「税務署窓口における押印の取扱いについて」
- ・週刊税務通信 発行所 税務研究会



(写真は、高松塚古墳の外観です)

4 編集後記

父の法事で和歌山県田辺市に出向く用事がありましたので、龍神温泉に宿泊いたしました。その時に宿泊したお宿の写真を掲載いたします。天皇家が宿泊したことのある歴史のある旅館でゆっくり過ごせました。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。